

平成 22 年 5 月 14 日

各 位

西日本シティ銀行

## 金融円滑化への取り組みについて

西日本シティ銀行（頭取 久保田 勇夫）は、地域金融の円滑化を当行の最も重要な役割と捉え、お客さまのご要望等に対して積極的に対応するよう努めております。

今般、平成 21 年 12 月 4 日に施行されました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、中小企業金融円滑化法）の第 4 条および第 5 条に基づく貸付け条件の変更等について、平成 22 年 3 月末時点の実施状況を公表いたします。今後は今回の公表を初回として、四半期毎に公表していく予定です。

なお、貸付け条件の変更等に係る取組み姿勢や体制の概要をまとめた「金融円滑化の取組みに関する方針」については[こちら](#)をご覧ください。

これからも、当行は中小企業金融円滑化法の趣旨を十分に理解した適切な対応を積極的に実施し、地域経済・社会の発展により一層貢献してまいります。

- [貸付けの条件の変更等の実施状況について](#)
- [貸付けの条件の変更等の実施状況について（詳細版）](#)

以上

本件に関するお問い合わせ先  
経営管理部 平川 092-461-1779